

小樽市「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」 実施要領

(目的)

第1条 小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」の目指す健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」の登録を推進する事業（以下単に「事業」という。）を行うことにより、食品選択や外食摂取において、健康管理上の適切な選択を支援し、市民の健康づくりに資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、小樽市保健所（以下「保健所」という。）とし、北海道などの各関係機関及び各関係団体と連携を図り、事業を推進する。

(協力機関)

第3条 事業は、以下の関係機関と協力して実施することとする。

- (1) 公益社団法人北海道栄養士会：栄養バランスメニュー基準のポイント作成
- (2) 道内管理栄養士養成施設：利用者向け情報発信
- (3) 一般社団法人北海道全調理師会：事業の普及、情報発信
- (4) 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター：栄養バランスに配慮したメニュー提供
- (5) 北海道健康づくり協働宣言団体・企業：健康情報・メニュー提供、事業普及等

(定義)

第4条 「ほっかいどうヘルスサポートレストラン（以下「ヘルスサポートレストラン」という。）とは、外食料理店（喫茶店を含む。）及びそうざい製造業、コンビニエンスストア、スーパー、社員・学校食堂等（以下「外食料理店等」という。）が、市民の健康づくりを支援するため、第7条に規定する取組を継続して実施し、その取組内容が適正であると認められる店とする。

(対象)

第5条 事業の対象は、市内の外食料理店等とする。

(事業の内容)

第6条 保健所は、目的を達成するために、外食料理店等の登録を推進するとともに、ヘルスサポートレストランの登録店（以下「登録店」という。）への健康情報発信等の支援及び市民への登録店に関する情報提供を行うものとする。

(ヘルスサポートレストランの登録要件)

第7条 ヘルスサポートレストランの登録要件は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める「取組に応じた星」を付与するものとする。

(1) 登録の必須要件【☆：一つ星店】

次の要件を全て満たすものとし、一つ星店として登録する。

- ① 市民に対し、保健所が提供する健康情報等の発信を行う。
- ② 店内を禁煙にしている。
- ※ 複合スペースの場合は、飲食及び食品の製造・販売に係る部分のみ

(2) 選択登録の要件

(1)に加え、次に掲げる事項のいずれかを実施し、その実施内容を顧客に分かるように表示することとし、各取組に応じた星を付与する。

① ヘルスオーダー支援【☆☆：二つ星店】

顧客ニーズに応じ、次の事項のうち二つ以上の対応をすることを明示する。

- ア エネルギー控えめオーダー（例：適正な主食量への減少等に対応）
 - イ 塩分控えめオーダー（例：薄味対応や減塩醤油の提供）
 - ウ 脂質控えめオーダー（例：調理方法の変更、ドレッシングをノンオイルタイプに変更）
- なお、中食を提供する店舗については、上記に該当する商品について、商品又は商品ポップ等に選択に資する掲示をすること。

② ヘルスサポートメニューの提供【☆☆☆：三つ星店】

顧客への健康へ配慮したメニューとして、次のいずれかの事項のメニュー提供とその情報を明示する。なお、常時の提供を原則とする。

ア 栄養バランスメニュー

「スマートミール*」の基準（別添）に基づく献立の提供

* 「スマートミール」とは

「健康な食事・食環境」コンソーシアムによる認証制度における、健康に資する要素を含む栄養バランスのとれた食事のこと。

なお、本登録はスマートミールの認証基準に準じて登録申請し、その結果を公表するもので、保健所がスマートミールの認証基準を達成していることを証明するものではありません。

イ 塩分控えめメニュー

1食当たり3g未満（当面3gを超える場合は、従来品と比べ10%以上の低減）

ウ 野菜たっぷりメニュー

1食当たりの野菜の重量が120g以上又は1品当たり70g以上

- ※ 上記ア・イの実施に当たっては、顧客への栄養成分表示（主要5項目）を必須とし、ウの実施に当たっては、野菜の使用重量が上記の重量以上であることを掲示すること。

(届出)

第8条 ヘルスサポートレストランの登録を希望する外食料理店等は、登録届出書（様式1）に必要事項を記載し、保健所長に提出する。

(登録及び台帳整理・登録証の交付)

第9条 前条の規定による届出内容が適正である場合は、保健所長がヘルスサポートレストラ

ンとして登録し、別記様式に台帳として備えるとともに、登録証としてステッカーを交付する。

(変更)

第10条 登録店は、届出事項に変更があるときは、変更届出書(様式2)に、必要な様式を添付し、保健所長に提出する。

(ステッカーの再交付)

第11条 第9条の規定により交付したステッカーを紛失又は破損し、再交付を希望する場合は、ステッカー再交付申請書(様式3)を保健所長に提出する。

(登録の取り消し)

第12条 「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」の登録を取り消すときは、登録取消届出書(様式4)にステッカーを添付し、保健所長に提出する。

(情報発信)

第13条 保健所は、道内管理栄養士養成施設及び協力機関との連携の下、登録店に対し、次の内容についてメールマガジン等により情報配信を行う。

- (1) 登録店が活用できる市民に向けた栄養・食生活に関する情報
- (2) 登録店の取組状況に関する情報
- (3) 保健所が健康づくりに関し実施する事業等に関する情報
- (4) 協力機関等からの健康づくりに関する情報

(助言等)

第14条 保健所は、外食料理店等に対して栄養成分表示に関する助言・指導を行うことができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。